

第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画について

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の概要

1 計画策定の背景及び目的

本県では、生息数の増加や分布域の拡大に伴い、県本土と種子島においてニホンジカによる農林業被害が発生している。このため、平成12年度から特定鳥獣保護管理計画を策定（平成27年度に第二種特定鳥獣管理計画に変更）し、被害防除対策と捕獲対策が一体となった総合的取り組みを実施しているが、被害は依然として高い水準で推移し減少させるに至っていない。

この様な現状から、ニホンジカ個体群について管理の目標を設定し、個体数管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、県内における農林作物の被害軽減と地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、第二種特定鳥獣管理計画（第6期計画）を策定する。

2 計画の概要

（1）管理すべき鳥獣の種類 ニホンジカ

（2）計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日の5年間

（第13次鳥獣保護管理事業計画期間内）

（3）第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域（28市町村）

①出水山地 [薩摩川内市、さつま町、阿久根市、出水市、伊佐市、長島町]

②八重山山地 [鹿児島市、日置市、いちき串木野市、薩摩川内市、さつま町、霧島市、姶良市]

③国見・霧島山地 [湧水町、霧島市、姶良市、曾於市]

④南薩地域 [枕崎市、指宿市、南九州市、南さつま市]

⑤大隅地域 [曾於市、志布志市、大崎町、垂水市、鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町]

⑥種子島 [西之表市、中種子町、南種子町]

（4）第二種特定鳥獣の管理の目標

- ・ km^2 当たりの生息密度頭数とする
- ・ 保護地域＝5頭/ km^2 、その他の地域＝2頭/ km^2 、
- ・ 当面の捕獲目標としては、令和5年度までは国の半減目標（平成25年度の個体数を令和5年度までの10力年で半減）に準じたシミュレーションをもとに、計画的な捕獲を推進する。令和6年度以降は、令和5年度の目標個体数（概ね19,000頭、平均密度6頭/ km^2 ）を令和15年度までに半減することを念頭に計画的な捕獲を推進する（各種モニタリングの結果や国の目標設定の動向等も考慮して、適宜見直し）。

（5）第二種特定鳥獣の捕獲に関する事項

ア）狩猟期間を延長（法第14条第2項）

11月1日から3月15日とする。

イ）禁止猟法（くくりわなの規制）を解除（法第14条第3項）

「輪の直径が12cmを超えないものとする」を解除

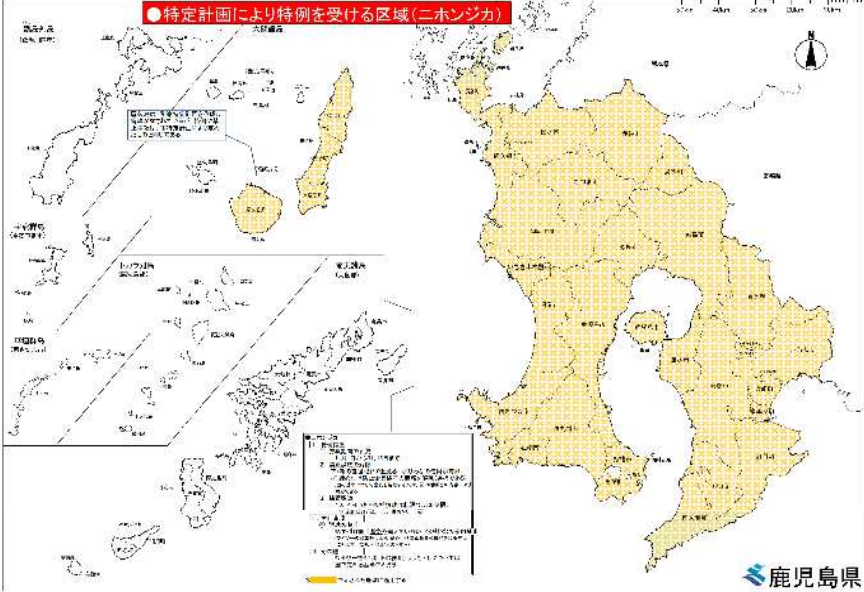
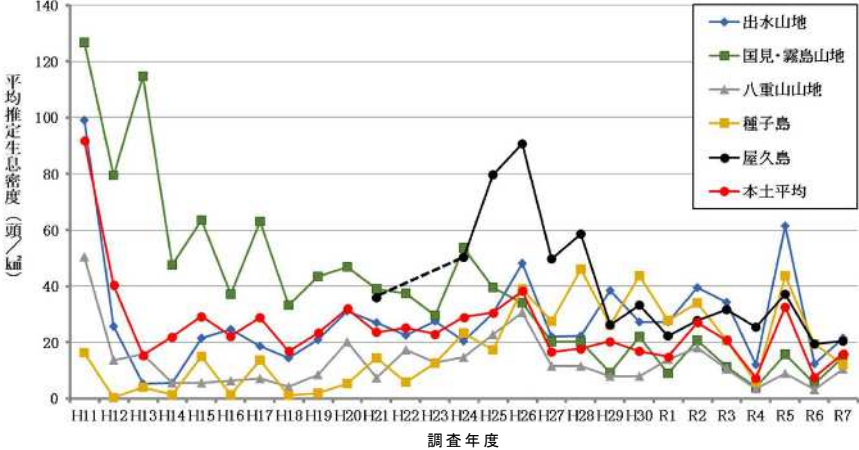
「締め付け防止金具の装着」を解除

ウ）禁止猟法（くくりわな）の規制（法第12条第2項）

「締め付け防止機能」を備えていないくくりわなの使用禁止

ニホンジカ管理計画（R4～R8）【第5期】の取組状況

■計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

特定計画項目	計画期間内の取組（R4～R8）
1 管理が行われるべき地域	出水山地、八重山山地、国見・霧島山地、南薩地域、大隅地域、種子島  ●特定計画により特例を受ける区域(ニホンジカ) 鹿児島県
2 管理の目標	管理の目標 ・km²あたりの生息密度頭数を管理の目標とする （保護地域：5頭/km²，その他地域：2頭/km²） ・糞粒法による生息推定個体数調査を実施。併せて，令和5年度までの個体数半減目標(国)に向けた捕獲シミュレーションを実施。 ・令和6年度以降は，令和5年度の目標個体数（概ね19,000頭，平均密度6頭/km²）を令和15年度までに半減することを念頭に計画的な捕獲を推進する（各種モニタリングの結果や国の目標設定の動向等も考慮して，適宜見直し）。 【地域別のシカ推定密度平均値の推移】（単位：頭/km²）  ※糞粒法によるニホンジカの生息数の推定では，調査地点におけるニホンジカの局所的な分布状況の変化等を反映して年度毎にばらつきが見られることがある

	【地域別のシカの推定密度平均値の推移】 (単位：頭/k㎡)									
	年度	出水山地	国見・霧島山地	八重山山地	種子島					
	H27 年度※1	22.1	20.3	11.6	27.5					
	H27 年度※2	19.1	9.7	5.6	22.3					
	H28 年度	34.5	11.2	5.0	46.0					
	H29 年度	38.4	9.3	7.8	26.1					
	H30 年度	27.3	21.9	－	43.7					
	R 元年度	－	8.8	13.9	27.9					
	R2 年度	39.5	20.6	18.1	34.1					
	R3 年度	34.2	11.4	10.5	26.6					
	R4 年度	12.1	4.0	3.4	5.7					
	R5 年度	61.4	15.7	8.8	43.7					
	R6 年度	12.2	5.3	3.1	19.0					
	R7 年度	21.4	14.6	10.5	12.2					
	※1 平成 28 年度との共通調査地点 (45 地点) での値 ※2 全調査地点 (221 地点) での値									
3 捕獲に関する事項										
(1) 捕獲計画 ① 狩猟による捕獲の推進	・ 狩猟期間の延長 「11 月 15 日～2 月 15 日」を「11 月 1 日～3 月 15 日」に延長 (H27～) ・ 禁止猟法の解除 輪の直径が 12cm を超えるくくりわなによる規制を解除 締め付け防止機能を装備したくくりわなの使用可									
② 市町村による有害鳥獣捕獲の実施	・ 有害鳥獣捕獲の推進 【ニホンジカ捕獲数の推移（屋久島を含む）】 (単位：頭)									
	区分	第 5 期計画				第 6 期計画				
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	狩猟	4,073	4,300	3,891	3,884	4,210	4,112	4,037	3,752	4,062
	有害	17,089	17,677	18,889	19,239	22,108	22,174	25,529	23,571	24,500
	指定管理	657	267	252	261	248	228	188	147	145
	計	21,819	22,244	23,032	23,384	26,566	26,514	29,754	27,470	28,707
	※R7 は速報値									
(2) 捕獲頭数の管理	・ 狩猟及び個体数調整の捕獲の実態を把握するため、鳥獣捕獲数等調査を実施（調査項目：出猟月日、区域、性別、捕獲数 等） ・ 生息数増減の一指標である農林業被害状況を把握 【シカによる農林業被害の推移（屋久島を含む）】 (単位：ha, 千円)									
	区分	第 5 期計画				第 6 期計画				
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
農業	面積	207	103	96	81	68	－	45	48	集計中
	被害額	95,092	84,853	85,970	63,892	47,586	45,890	31,414	39,983	集計中
林業	面積	69	71	65	64	36	28	18	29	19
	被害額	71,579	66,990	57,350	56,098	60,033	64,318	54,985	48,195	56,575
計	面積	276	174	161	145	104	28	63	77	集計中
	被害額	166,671	151,843	143,320	119,990	107,619	110,208	86,399	88,178	集計中

4 指定管理鳥
獣捕獲等事
業の実施

- ・平成 26 年鳥獣法改正で創設された指定管理鳥獣捕獲等事業を実施（H27～）

指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲実績

（単位：頭）

年度	捕獲頭数	備考
H27	91	第 3 期計画
H28	411	
小計	502	
H29	657	第 4 期計画
H30	267	
R 1	252	
R 2	261	
R 3	248	
小計	1,685	第 5 期計画
R 4	228	
R 5	188	
R 6	147	
R 7	145	
小計	708	
合計	2,895	

特定鳥獣(ニホンジカ)の推定個体数について

1. 調査期間

令和7年10月～11月

2. 対象地域

生息動向を把握するために比較的生息の多い地域を対象に、本土36地点、種子島12地点の調査地点をそれぞれ設定し、糞粒調査を行った。(表-1及び図-1)

表-1 調査対象地域一覧

地域名	支庁・振興局名	市町村名	地点数
出水山地	北薩	薩摩川内市、出水市、さつま町、阿久根市	8
	姶良伊佐	伊佐市	5
八重山山地	北薩局	薩摩川内市、さつま町	4
	鹿児島	鹿児島市、日置市、いちき串木野市	4
	姶良伊佐	姶良市	3
国見・霧島山地	姶良伊佐	姶良市、霧島市、湧水町、伊佐市	8
南薩	南薩	指宿市	2
大隅半島	大隅	南大隅町	2
種子島地域	熊毛支庁	西之表市、中種子町、南種子町	12
計		17市町	48

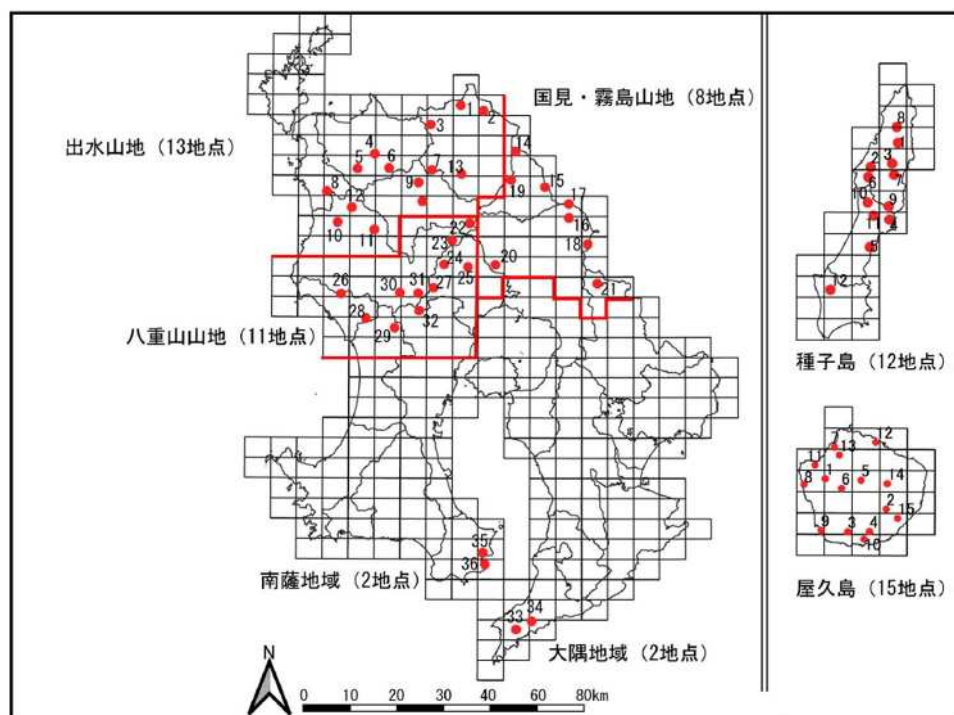


図-1 令和7年度調査地点位置図

3. 実施内容

各調査地点において、糞粒法を用いて生息密度の推定を行い、県内のニホンジカの個体数推定を行った。(図-2)

具体的には、調査地点内に、1m 幅の調査用ベルトトランセクトを設定し、110 個分の小方形区内の糞粒を計数し、平均を求める。糞粒係数値より「FUNRYU プログラム Ver.1」により、調査地点ごとの生息密度の推定を行い、IDW 法という解析手法を用いて分布密度パターンから県全体の分布状態及び推定頭数を求めた。

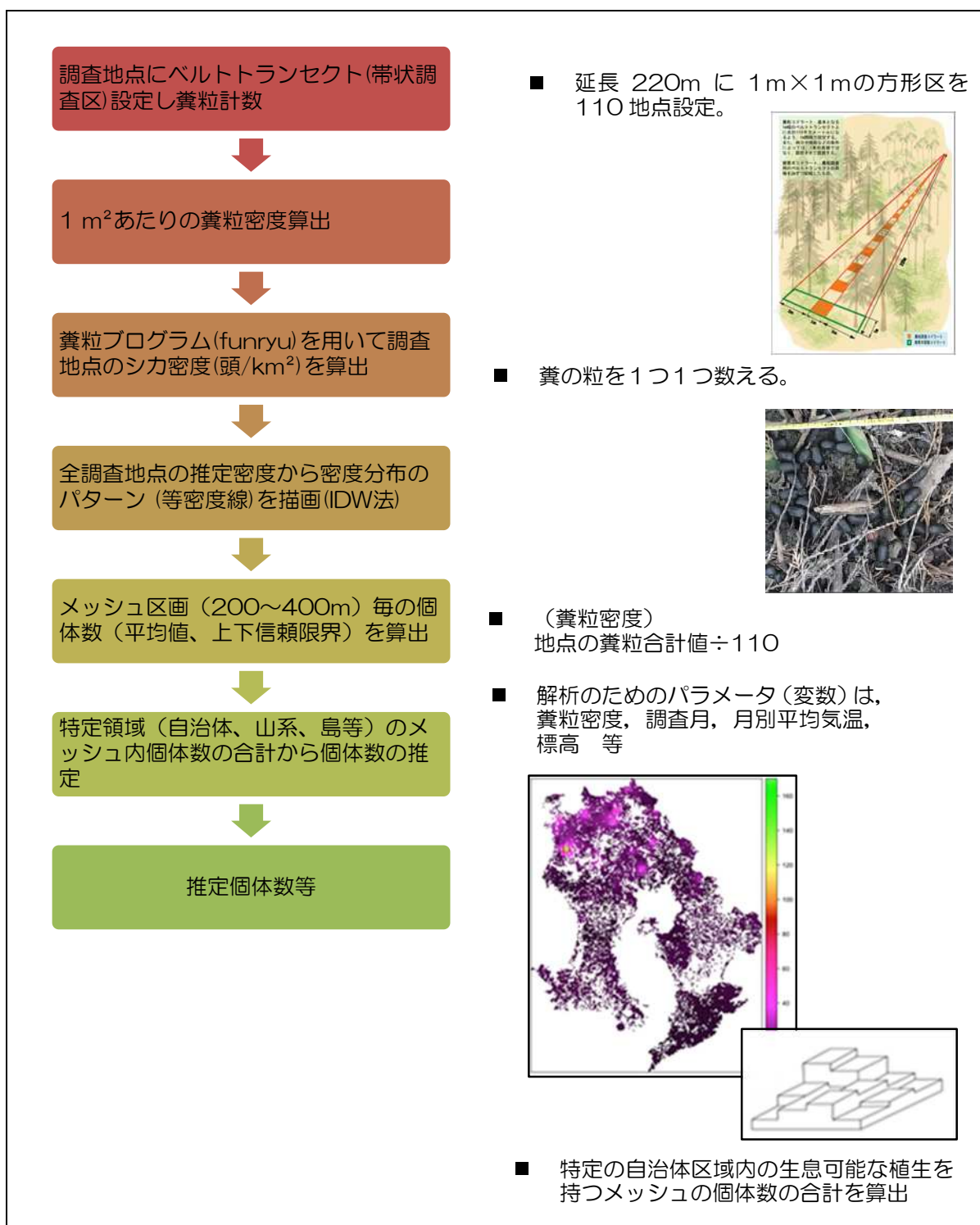


図-2 シカ個体数推定のフローチャート

4. 実施結果

4-1 推定個体数

本土及び種子島の推定個体数は、平均値で 34,000 頭、95%上限値で 67,000 頭であった。
(表-2)

また、本土での推定個体数は、平均値で 31,000 頭、95%上限値で 62,000 頭となった。
種子島は、平均値で 3,000 頭、95%上限値で 5,000 頭であった。

表-2 推定個体数（平均値～95%上限値）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
ニホンジカ	34,000～45,000	47,000～79,000	28,000～40,000	31,000～41,000	29,000～3,9000
本土	29,000～34,000	22,000～36,000	22,000～29,000	24,000～30,000	24,000～32,000
種子島	5,000～11,000	8,000～15,000	6,000～11,000	7,000～11,000	5,000～8,000

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンジカ	33,000～51,000	27,000～51,000	34,000～76,000	81,000～165,000	36,000～67,000
本土	27,000～41,000	22,000～44,000	20,000～53,000	57,000～125,000	31,000～58,000
種子島	6,000～10,000	4,000～7,000	3,000～7,000	9,000～14,000	5,000～9,000

年度	令和7年度
ニホンジカ	34,000～67,000
本土	31,000～62,000
種子島	3,000～5,000

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

【鹿児島県本土】

地域別の平均値からの推定値（表-3）をみると、出水山地では17,670頭（平均値）と最も多くの個体が生息する結果となった。出水山地以外では、国見・霧島山地 5,570頭、八重山山地 5,990頭、南薩地域 600頭、大隅地域 1,370頭と推計された。

また、前年度との比較では、出水山地、国見・霧島山地及び大隅地域（稲生岳）で増加していた（表-3）。

市町村毎に見ると、薩摩川内市、さつま町、伊佐市の出水山地が依然として個体数が多く、令和6年度と比較すると薩摩川内市、霧島市、いちき串木野市、伊佐市、指宿市、さつま町、湧水町、南大隅町においては個体数が増加していた（表-4）。

分布密度パターンは、依然として北薩地域と始良伊佐地域において密度が高い結果となった（図-3）。熊本県の分布密度パターン（図-4）をみると、鹿児島県との県境地域が高密度となっている。

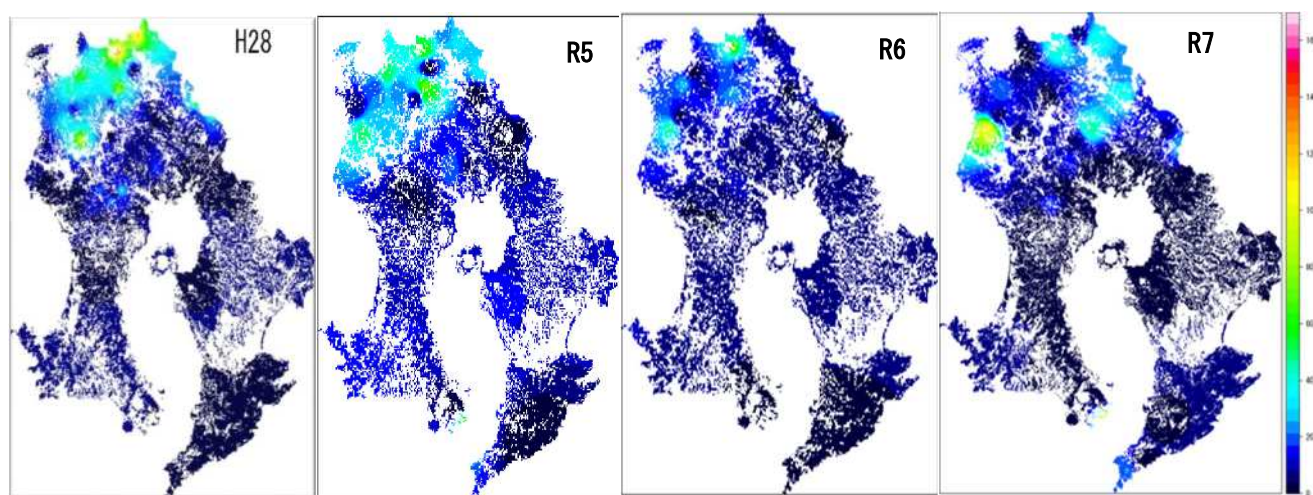


図-3 IDW 法を用いた本土におけるニホンジカの密度分布パターン

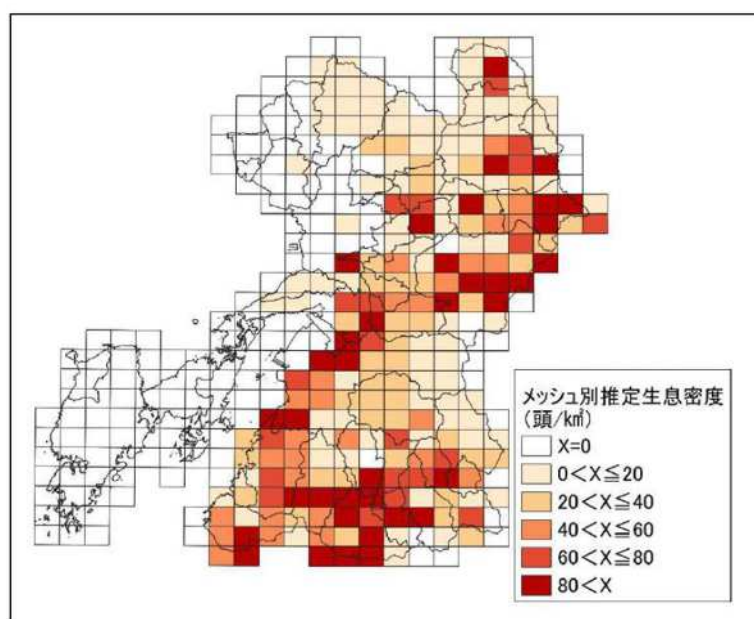


図-4 熊本県の令和5年度のメッシュ別推定生息密度（ベイズ法による）

【種子島】

種子島での令和7年度密度分布パターンは、令和6年度と比較すると、種子島全体で密度が減少した（図-5）。

また、市町においては西之表市及び中種子町で個体数が減少したが、南種子町では個体数が増加した（表-4）。

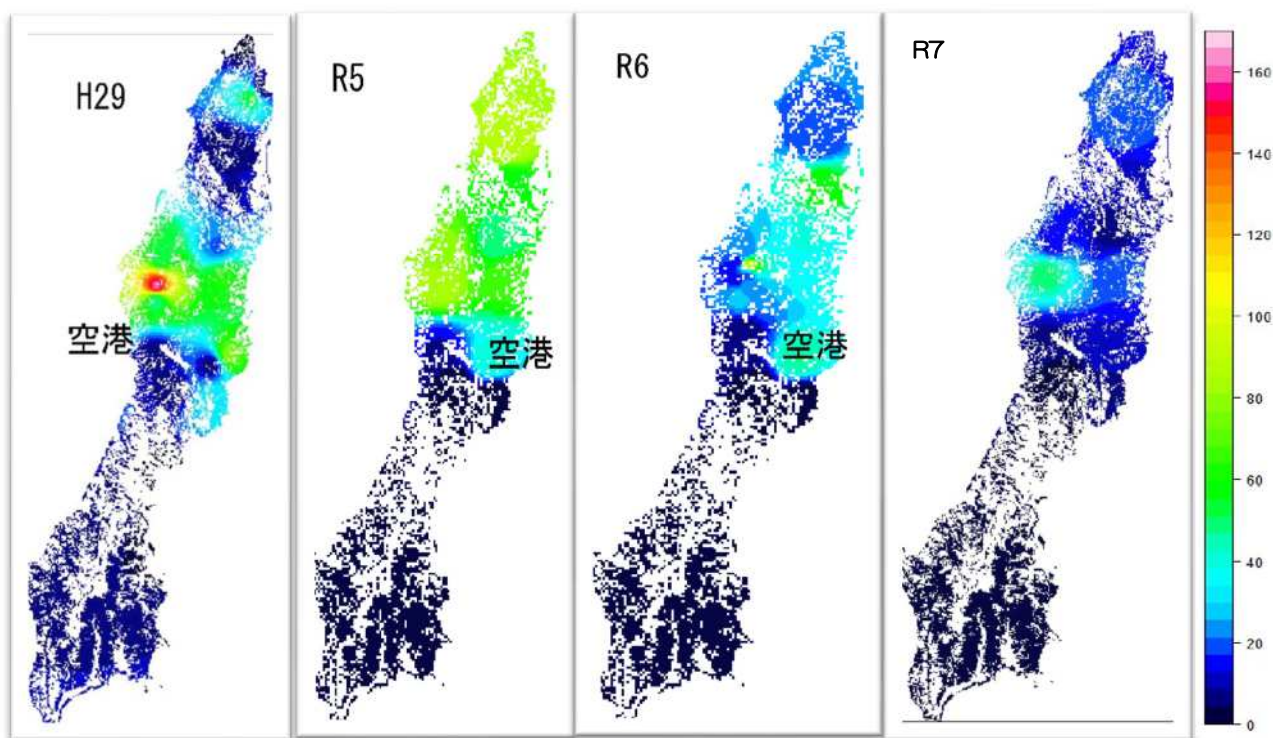


図-5 IDW 法を用いた種子島におけるニホンジカの密度分布パターン

表-3 地域別シカ推定個体数

(単位:頭)

地域	平成27年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
出水山地	16,489 ～ 18,348	12,710 ～ 17,760	15,420 ～ 22,750	14,260 ～ 26,260
国見・霧島山地	5,215 ～ 5,728	2,650 ～ 4,330	4,510 ～ 7,030	2,950 ～ 7,160
八重山山地	4,584 ～ 5,906	5,500 ～ 6,640	6,220 ～ 9,840	4,820 ～ 9,400
南薩地域	339 ～ 601	360 ～ 450	280 ～ 290	90 ～ 140
大隅半島北部	1,695 ～ 2,848	2,170 ～ 2,290	290 ～ 420	160 ～ 350
大隅地域 (稲尾岳)	279 ～ 354	110 ～ 180	240 ～ 270	100 ～ 390
本土合計	28,601 ～ 33,785	23,500 ～ 31,650	26,960 ～ 40,600	22,380 ～ 43,700
種子島	4,882 ～ 10,622	5,050 ～ 7,800	6,320 ～ 9,950	4,250 ～ 7,090
合計	33,483 ～ 44,407	28,550 ～ 39,450	33,280 ～ 50,550	26,630 ～ 50,790
	(33,000) ～ (44,000)	(29,000) ～ (40,000)	(33,000) ～ (51,000)	(27,000) ～ (51,000)

地域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出水山地	14,600 ～ 35,200	43,980 ～ 86,360	16,390 ～ 29,460	17,670 ～ 34,520
国見・霧島山地	1,870 ～ 7,890	3,600 ～ 7,100	3,720 ～ 7,200	5,570 ～ 12,850
八重山山地	3,670 ～ 9,440	8,460 ～ 17,420	5,870 ～ 11,280	5,990 ～ 10,680
南薩地域	100 ～ 170	190 ～ 510	2,170 ～ 4,140	600 ～ 1,070
大隅半島北部	160 ～ 350	— ～ —	2,740 ～ 5,530	90 ～ 170
大隅地域 (稲尾岳)	40 ～ 200	420 ～ 1,060	100 ～ 410	1,280 ～ 2,660
本土合計	20,440 ～ 53,250	56,650 ～ 112,450	30,990 ～ 58,020	31,200 ～ 61,950
種子島	3,190 ～ 7,300	9,800 ～ 14,800	4,740 ～ 8,770	2,630 ～ 4,940
合計	23,630 ～ 60,550	66,450 ～ 127,250	35,730 ～ 66,790	33,830 ～ 66,890
	(24,000) ～ (61,000)	(66,000) ～ (127,000)	(36,000) ～ (67,000)	(34,000) ～ (67,000)

※IDW 法による計算値

※ () は概数

表-4 市町村別シカ推定個体数

(単位:頭)

市町村	森林面積 (km ²)	H28			R5			R6			R7			5頭/km ² の ときの個 体数
		平均	95% 上限値	平均値 密度	平均	95% 上限値	平均値密 度	平均	95% 上限値	平均値 密度	平均	95% 上限値	平均 値密度	
鹿児島市	298.3	490	910	1.64	500	1,140	1.7	1,880	3,640	6.3	650	1,340	2.2	1,492
阿久根市	134.3	770	1,300	5.73	5,800	10,540	43.2	1,300	2,210	9.7	1,160	2,440	8.6	672
出水市	211.1	5,020	7,550	23.78	8,510	16,730	40.3	4,790	8,300	22.7	3,860	7,460	18.3	1,056
薩摩川内市	450.1	2,850	5,390	6.33	22,090	58,630	49.1	7,400	13,690	16.4	7,480	12,330	16.6	2,251
日置市	147.4	190	390	1.29	490	890	3.3	950	1,840	6.4	310	580	2.1	737
曾於市	231.1	210	360	0.91	140	350	0.6	1,610	3,060	7.0	200	440	0.9	1,156
霧島市	408.8	1,240	2,270	3.03	2,150	5,390	5.3	2,430	4,650	5.9	2,820	5,830	6.9	2,044
いちき串木野市	70.6	90	180	1.27	1,430	3,120	20.3	570	1,060	8.1	680	1,240	9.6	353
伊佐市	278.7	7,360	10,710	26.41	8,860	17,120	31.8	4,110	7,020	14.7	6,440	14,880	23.1	1,394
始良市	150.4	690	1,340	4.59	820	1,680	5.5	1,040	1,940	6.9	790	1,450	5.3	752
指宿市	58.5	130	230	2.22	50	190	0.9	190	510	3.2	310	530	5.3	292
さつま町	214.6	2,550	4,080	11.88	4,280	6,840	19.9	2,610	5,440	12.2	2,620	4,800	12.2	1,073
湧水町	101	850	1,400	8.42	1,270	2,220	12.6	730	1,420	7.2	2,040	4,970	20.2	505
南大隅町	164	60	110	0.37	20	60	0.1	300	600	1.8	1,040	2,210	6.3	820
錦江町、肝付町	—	40	70	—	250	680	—	190	510	—	—	—	—	—
本土合計	2918.9	22,540	36,290	7.72	56,660	125,580	19.4	30,100	55,890	10	30,400	60,500	10.4	14,597
西之表市	120.7	6,570	11,590	54.43	9,390	14,380	77.8	4,080	7,440	33.8	2,250	4,210	18.6	604
中種子町	60	1,730	3,810	28.83	420	780	7.0	620	1,220	10.3	300	590	5.0	300
南種子町	61.3	0	20	0.00	10	30	0.2	40	110	0.7	80	140	1.3	307
種子島合計	242	8,300	15,420	34.30	9,820	15,190	40.6	4,740	8,770	19.6	2,630	4,940	10.9	1,210
合計	3160.9	30,840	51,710	9.76	66,480	140,770	21.0	34,840	64,660	11.0	33,030	65,440	3,385.4	15,807

※1 IDW 法による計算値

※2 下限値については分散が大きく計算不能

※3 平均値密度については、実際生息していない森林を含んでいるため参考値

※4 茶色のセルは、前年度より増加した市町

4-2 平均密度の推移

糞粒の地点データから推定した地域別の密度の推移を図-6に示す。

本土の平均密度は、平成26年度から減少傾向がみられたものの、平成29年度以降は増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移している。

地域別において、出水山地の推定生息密度は増減しながらも20頭/km²を超えるレベルに推移している。国見・霧島山地、八重山山地では、調査が始まった平成11年度の超高密度状態から増減しながらも減少し、平成26年度以降は相対的にやや低い状態が継続していたが、令和4年度から増加傾向にある。

種子島では、平成18年度から増加が見られ、その後、平成30年度から減少に転じた。その後は、推定生息密度の増減を繰り返し、令和5年度に増加が見られたのち、令和6年度、令和7年度と減少している。

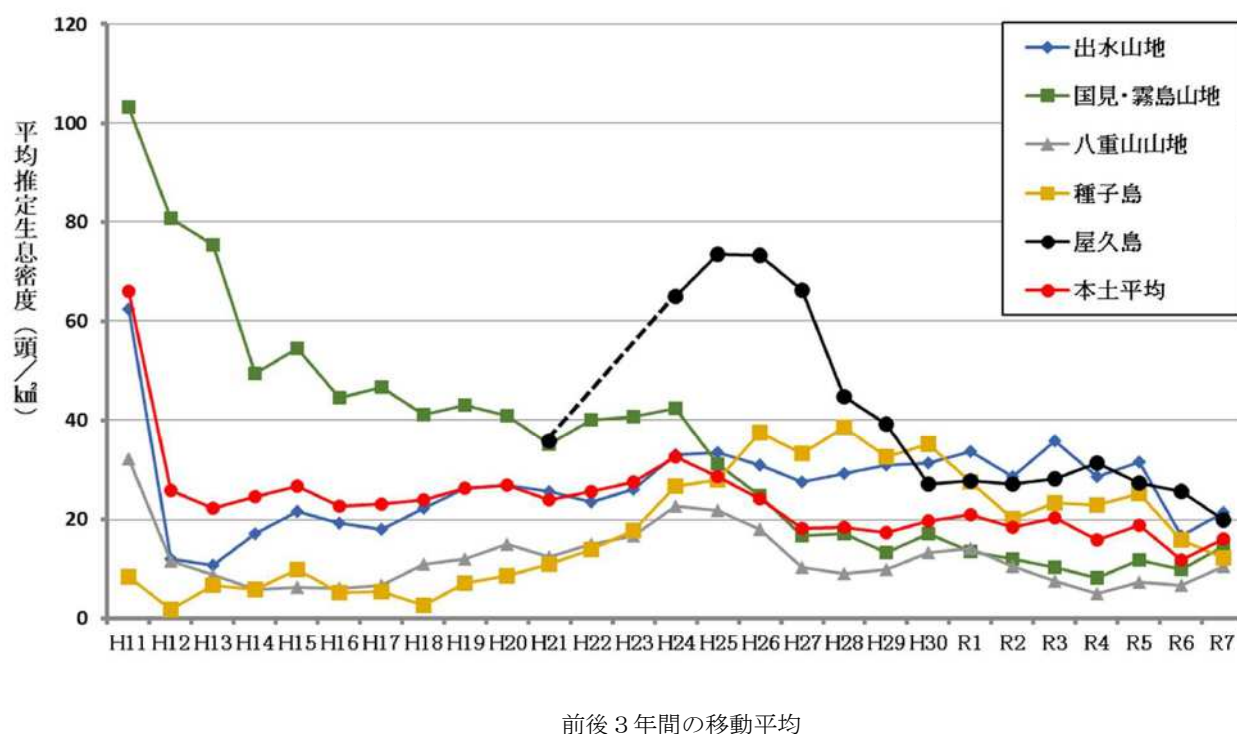


図-6 地域別シカ推定密度の平均値の経年変化（移動平均値）

※移動平均は、ある年度の前後1年から算出した3年移動平均で示した。

※出水山地については令和元年度データが、八重山山地については平成30年度データが、それぞれ欠損しているが、各前年度のデータで補完した。

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の骨子（案）

（下線部は、主な変更箇所）

1 計画策定の背景及び目的

本県では、生息数の増加や分布域の拡大に伴い、県本土と種子島においてニホンジカによる農林業被害が発生している。このため、平成12年度から特定鳥獣保護管理計画を策定（平成27年度に第二種特定鳥獣管理計画に変更）し、被害防止対策と捕獲対策を一体的に実施しているが、被害は依然として高い水準で推移し減少させるに至っていない。

このような状況を踏まえ、ニホンジカ個体群について管理の目標を設定し、個体数管理や被害防止対策等の手段を総合的に講じることにより、県内における農林作物の被害軽減と地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、第二種特定鳥獣管理計画（第7期計画）を策定する。

2 計画の概要

（1）管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

（2）計画の期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日の5年間
（第14次鳥獣保護管理事業計画期間内）

（3）第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域（28市町村）

- ①出水山地 [薩摩川内市、さつま町、阿久根市、出水市、伊佐市、長島町]
- ②八重山山地 [鹿児島市、日置市、いちき串木野市、薩摩川内市、さつま町、霧島市、姶良市]
- ③国見・霧島山地 [湧水町、霧島市、姶良市、曾於市]
- ④南薩地域 [枕崎市、指宿市、南九州市、南さつま市]
- ⑤大隅地域 [曾於市、志布志市、大崎町、垂水市、鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町]
- ⑥種子島 [西之表市、中種子町、南種子町]

（4）第二種特定鳥獣の管理の目標

- ・本県のシカ管理の基本目標を次の通り設定する。
 - ①農林業に対するシカの被害を防止する。
 - ②各地域個体群を自然環境とバランスのとれた形で安定的に維持する。
- ・最終的な管理の目標として、 km^2 当たりの生息密度頭数を、保護地域＝5頭/ km^2 、その他の地域＝2頭/ km^2 と設定する。
- ・上記の管理目標の達成に必要な捕獲数については、国の半減目標（令和10年度までに平成23年度時点の個体数から半減）に準じ、目標個体数（概ね19,000頭、計画区平均密度6頭/ km^2 ）をできるだけ早期に達成するため、各種モニタリングの結果等も踏まえ、年度ごとに定めることとする。なお、目標個体数については、令和10年度以降の国の目標設定の動向等も考慮し、必要に応じて見直すこととする。

（5）第二種特定鳥獣の捕獲に関する事項

①捕獲計画

ア）狩猟期間を延長（法第14条第2項）

11月1日から3月15日とする。

イ) 禁止猟法（くくりわなの規制）を解除（法第14条第3項）

「輪の直径が12cmを超えないものとする」を解除

「締め付け防止金具の装着」を解除

ウ) 禁止猟法（くくりわな）の規制（法第12条第2項）

「締め付け防止機能を備えていないくくりわなの使用禁止」

②効果的な捕獲手法の活用

捕獲により生息数を確実に減らすために効果的な捕獲手法の活用を図る。

③指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施により管理対策の一層の推進を図る。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業において、シカが多く出没する日の出直前及び日没直後（いわゆる薄明薄暮）における銃猟の導入、日の出直前及び日没直後における銃猟を実施できる認定鳥獣捕獲等事業者・捕獲従事者の育成・確保について新たに記載する。

（6）特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

ニホンジカによる被害防止のため、人と鳥獣とのすみ分けを図る適切な生息環境管理等を行う。

（7）その他特定鳥獣の管理のために必要な事項

①被害防止対策

被害防止対策を行うには捕獲だけでは不十分であるため、捕獲以外の手段も含め総合的な対策を積極的に活用する。

②モニタリング等の調査研究

- ・生息状況調査、捕獲数等調査、被害状況調査を実施する。
- ・本計画においては、糞粒法及びIDW法による従来の生息数調査を継続するが、将来的に持続可能な調査手法を確立するため、捕獲数及びCPUEを密度指標として活用することを検討する。

③計画実施体制

- ・特定鳥獣保護管理検討委員会、鹿児島県鳥獣被害防止対策推進会議、市町村有害鳥獣被害対策協議会、九州シカ広域一斉捕獲推進会議の活用
- ・連携を進めるとともに、関係県との連絡調整に努める。
- ・新たな捕獲従事者の確保や育成を図る旨を記載する。

第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ)策定スケジュール(案)

鹿児島県自然保護課

(1) 第1回特定鳥獣保護管理検討委員会開催 ・スケジュール等の提示、意見聴取等 ・第二種特定鳥獣管理計画の骨子(案)の提示	令和8年	令和8年8月3日
(2) 計画(案)の作成 ・素案作成		令和8年8月～10月
(3) 第2回特定鳥獣保護管理検討委員会開催 ・計画案の提示		令和8年11月
(4) 関係機関への協議 ・国、県、市町村への協議(環境省、林野庁、県) ・関係団体への意見聴取(県猟友会、県森連、農協)		令和8年12月
(5) パブリック・コメント準備 ・計画案の修正(協議・意見聴取の回答を踏まえた修正)		令和8年12月
(4) パブリック・コメントの実施 ・計画案の修正(パブリック・コメントを踏まえた修正)	令和9年	令和9年1月上旬～2月上旬
(6) 県環境審議会へ諮問		令和9年2月
(7) 県環境審議会鳥獣部会開催・答申 ・計画案の修正(環境審議会の意見を踏まえた修正)		令和9年2月
(8) 計画策定の公表		令和9年4月1日